

非常災害時における新富町内保育施設の臨時休園措置等に関する基準

1 目的

気象警報等の発令又は台風等による風水害の恐れがある場合、大規模地震の発生又は津波の発生の恐れがある場合など、安全に保育が出来ないことが予見されるときに、児童と保育従事者の生命と安全を守るため、臨時休園措置等の判断及び対応を定めた基準を策定する。

2 対象施設

本基準の対象施設は、町内認可保育所、幼稚園、放課後児童クラブとする。

3 臨時休園等の判断基準

(1) 気象警報の発令等に伴い休園等とする場合

警戒レベル	登園前	登園後（保育中）
警戒レベル3 (高齢者等避難)	臨時休園	園児・児童を引き渡す 後に避難指示（警戒レベル4）の発令が予想されるため、それまでに降園が完了できるよう保護者にお迎えを依頼する
警戒レベル4以上 (避難指示)	解除されるまで 受け入れはしない	臨時休園 在園児がいる場合は、状況に応じて園児・児童とともに施設内の安全な場所または所定の避難所へ避難する

(2) 保育施設が所在する場所において震度5弱以上の地震が発生した際の対応

登園前	臨時休園 安全が確認できるまで園児・児童の受け入れはしない
登園後 (保育中)	園児・児童を引き渡す ・園児の安全を確保しながら、状況に応じて安全な場所に園児・児童を誘導する ・園舎や周辺の被害状況を確認して、安全に保育が可能と判断される場合は、保育を再開するが、安全な保育が困難と判断される場合は、保護者にお迎えを依頼する。